

岩手県告示第 197 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 20 年 3 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 路線名 軽米名川線
 - (2) 供用開始の区間
 - ア 九戸郡軽米町大字高家第 2 地割字加賀屋敷 39 番 1 地先から 56 番 2 地先まで
 - イ 九戸郡軽米町大字晴山第 15 地割字小手屋森 18 番 1 地先から 95 番地先まで
 - ウ 九戸郡軽米町大字晴山第 15 地割字小手屋森 100 番 2 地先から 176 番 1 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 20 年 3 月 18 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 二戸地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 20 年 3 月 18 日から同年 4 月 18 日まで
- 2 (1) 路線名 大釜停車場線
 - (2) 供用開始の区間 岩手郡滝沢村大釜字土井尻 105 番地先から字竹鼻 163 番 14 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 20 年 3 月 18 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 20 年 3 月 18 日から同年 4 月 18 日まで
- 3 (1) 路線名 二戸一戸線
 - (2) 供用開始の区間 二戸市堀野字馬場 8 番 1 地先から字長地 37 番 3 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 20 年 3 月 18 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 二戸地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 20 年 3 月 18 日から同年 4 月 18 日まで